居住支援協議会の運営予算について

居住支援協議会に関する全国的なアンケート調査から、協議会の活動内容や事務局の役割とその財源について検討していきます。

(1) 居住支援協議会の活動と事務局の役割

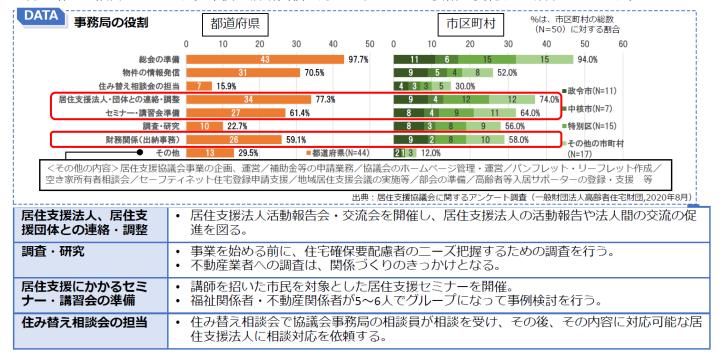
都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会では活動内容に差があり、市区町村における協議会では、団体間のネットワークづくりや情報提供に関する活動と相談事業に関する活動が多いのが特徴的です。



出典:居住支援協議会に関するアンケート調査(一般財団法人高齢者住宅財団,2020年8月)

事務局は、「居住支援法人・団体との連絡・調整」「セミナー・講習会の準備」「財務関係(出納事務)」などの取りまとめの役割を担うケースが多くなっています。

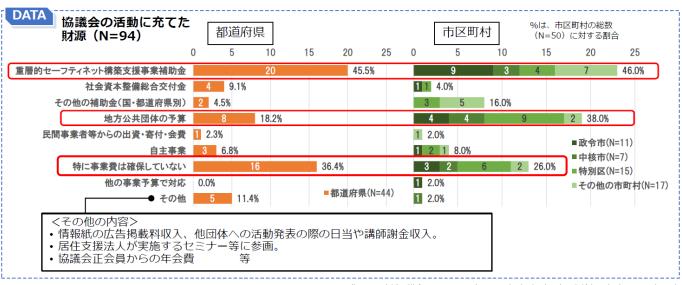
設立年数が5年以上になると「物件の情報発信」「居住支援法人、居住支援団体の連絡・調整」等の割合が増える傾向にあります。今後の活動実績に応じて、これらの役割が変化する場合があります。



(2)居住支援協議会の財源

都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会は、どちらも半数近い協議会が国の補助金を財源にしています。都道府県の18.2%、市区町村の38.0%が地方公共団体の予算を財源に充てていますが、 大阪府内の市で一定額の予算措置をしているのは、豊中市のみとなっています。

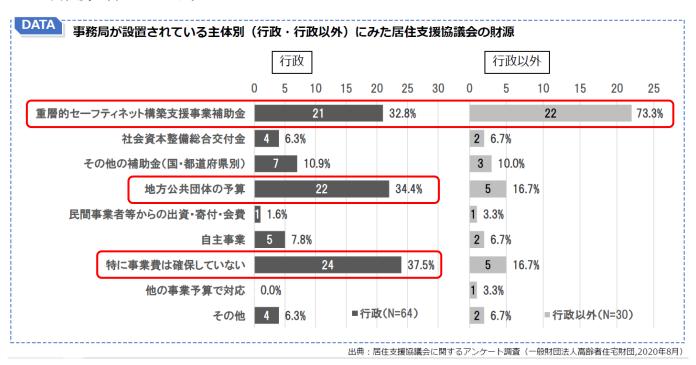
一方、特に事業費は確保していないと回答している協議会も都道府県の36.4%、市町村の26.0%に上っています。



出典:居住支援協議会に関するアンケート調査(一般財団法人高齢者住宅財団,2020年8月)

運営主体別に財源の確保状況をみると、「行政以外」が事務局を担う場合、7割を超える協議会が国の 補助金を利用しています。

「行政」が事務局を担う場合、国の補助金、地方公共団体の予算、特に事業費は確保していない、の3つが同程度を占めています。



2

(3)国の補助事業

居住支援協議会に対する国の補助事業は平成27年度(2015年度)から始まりました。都道府県の居住支援協議会は、平成28年度(2016年度)までに全47都道府県で設立されています。市区町の居住支援協議会は、平成26年(2014年)には11にとどまっていましたが、その後令和5年(2023年)9月末までに90の市区町村で設立され、きめ細やかな相談体制の構築が進みつつあります。

年度	補助事業(国土交通省)	居住支援協議会設立
平成 20 年		2協議会 福岡市
(2008年)		1県・1市
平成 21 年		
(2009年)		
平成 22 年		7協議会
(2010年)		6道県・1市
平成 23 年		17 協議会 熊本市・神戸市
(2011年)		12 坦泉・3 中区
平成 24 年	住宅改修への補助	34 協議会 京都市
(2012年)	[上七以》 (4)	26 道県・8 市区 ^{兄仰巾}
平成 25 年		42 協議会
(2013年)		31 道県・11 市区
平成 26 年		48 協議会
(2014年)		37 都道府県・11 市区
平成 27 年	重層的住宅セーフティネット構築支援事業(居住支援協議会)	60 協議会
(2015年)	上海・川田 ロー・ファイト・アード・ボス版学 木(石田文) 版	46 都道府県・14 市区
平成 28 年		64 協議会(12/31)
(2016年)		47 都道府県・17 市区町
平成 29 年	(居住支援法人) 住宅セーフティネット法改正	69 協議会(1/31) 船橋市
(2017年)	「旧は文版仏人) 住宅と一フティネクト法以上	
平成 30 年		77 協議会(1/31) 豊中市
(2018年)		30 市区町 豆中巾
令和元年		岸和田市
(2019年)		
令和 2 年	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業	103 協議会(1/31)
(2020年)	八工任公人がに同けた任 60 ファイドア 成品 独信 加速事業	56 市区町
令和3年		114 協議会 摂津市
(2021年)		72 市区町
令和4年		129 協議会 吹田市
(2022年)		87 印区町
令和5年	居住支援協議会等活動支援事業	132 協議会(9/30)
(2023年)	「日は人」が、「日本」人」なず不	90 市区町
		居住支援協議会設立数

(4)安定的な運営のために

()内は調査時点の日付

国の補助事業は拡充されているものの、それを上回るペースで年々各市区町村において居住支援協議会が設立され、協議会あたりの交付金額が減りつつあります。また、今後も全ての協議会が補助事業の対象となることは困難であり、恒久的な制度ではありません。

吹田市居住支援協議会では、居住支援法人の指定を受けた社会福祉法人と行政(住宅政策室)が共同で 事務局を担っている点と、複数の居住支援法人が会員となっている点で、近隣市と比較しても特徴的な構成になっています。このため、各種会議やセミナーの会場費、相談事業に関する人件費や調査・研究に関する費用については事務局や会員の持ち回りで対応し、事業費を確保せず運営することも検討できます。

事務局の人件費について、現状は事務局としての相談事業と支援対応を兼務しています。現在は既存の 事業との連携など、今ある資源の活用を検討していますが、今後相談が増加するなどして相談事業に専任 の職員の設置が必要になった場合には、市の予算措置の検討が必要になる可能性があります。